（型式認証に係る手数料の額）

第六条　令第十一条第一号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特定空域を含む空域　三十万七千三百円

二　特定空域を含まない空域　二十五万八千四百円

２　令第十一条第一号ロの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特定空域を含む空域　二百七十三万千八百円

二　特定空域を含まない空域　二百二十万九千三百円

３　令第十一条第二号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。

一　最大離陸重量二十五キログラム未満　四万八千四百円

二　最大離陸重量二十五キログラム以上　次のイ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　法第百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法　十一万四千百円

ロ　イに掲げる方法以外の方法　十五万五千三百円

４　令第十一条第二号ロの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。

一　最大離陸重量四キログラム未満　二十九万五百円

二　最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満　四十八万千八百円

三　最大離陸重量二十五キログラム以上　次のイ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　法第百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法　百四十六万五千三百円

ロ　イに掲げる方法以外の方法　百六十一万四千六百円

（設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料の額）

第七条　令第十二条第一号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特定空域を含む空域　八十二万六千七百円

二　特定空域を含まない空域　六十八万二千二百円

２　令第十二条第二号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。

一　最大離陸重量四キログラム未満　九万九千二百円

二　最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満　十五万六千六百円

三　最大離陸重量二十五キログラム以上　次のイ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　法第百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法　四十六万千五百円

ロ　イに掲げる方法以外の方法　四十九万八千九百円

（新設）

（新設）